

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案参照条文

○道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）〔抄〕

（自動車検査独立行政法人の審査）

第七十四条の二 国土交通大臣は、この章に規定する自動車及び検査対象外軽自動車の検査に関する事務のうち、自動車及び検査対象外軽自動車保安基準に適合するかどうかの審査（以下「基準適合性審査」という。）を自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）に行わせるものとする。ただし、次条の規定により軽自動車検査協会に軽自動車の検査事務を行わせる場合における基準適合性審査については、この限りでない。

2 検査法人は基準適合性審査を行ったときは、遅滞なく、当該基準適合性審査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、検査法人が天災その他の事由により基準適合性審査を円滑に処理することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、基準適合性審査を自らも行うこととすることができる。この場合において、国土交通大臣は、検査法人の設備を、基準適合性審査のため必要な限度において、無償で使用することができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定により基準適合性審査を行うこととし、又は同項の規定により行つている基準適合性審査を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

5 国土交通大臣が第三項の規定により基準適合性審査を行うこととし、又は同項の規定により行つている基準適合性審査を行わないこととする場合における基準適合性審査の引継ぎに関する所要の事項及び基準適合性審査に関する申請、手数料の納付その他の手続に関する所要の経過措置は、国土交通省令で定める。

（保安基準適合証等）

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六十三条第二項の規定により臨

- 時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。
- 2 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く。）に係る前項の規定による保安基準適合証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該依頼者の承諾を得て、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。
  - 3 前項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、当該指定自動車整備事業者は、当該保安基準適合証を当該依頼者に交付したものとみなす。
  - 4 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。
  - 5 自動車検査員は、第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第一項の証明をしてはならない。
  - 6 保安基準適合証及び保安基準適合標準には、国土交通省令で定めるところにより、有効期間を付さなければならない。
  - 7 新規検査又は予備検査（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた乗用自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。）に際し、当該自動車に係る自動車検査証返納証明書（同項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係るものに限る。）とともに有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会。次項、第十項及び次条第四項において同じ。）に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。
  - 8 継続検査に際し、有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第六十二条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。
  - 9 前二項の検査の申請をする者は、第二項の規定により同項に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、前二項の申請書にその旨を記載することをもつて保安基準適合証の提出に代えることができる。
  - 10 前項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが第七項又は第八項の申請書に記載されたとき

- 1 は、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。
- 1 1 第一項の規定による自動車検査員の証明を受けた自動車は国土交通省令で定めるところにより当該証明に係る有効な保安基準適合標章を表示しているときは、第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。
- 1 2 第七十一条の二第六項の規定は、保安基準適合証について準用する。

(限定保安基準適合証)

第九十四条の五の二 指定自動車整備事業者は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車の当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合において、当該整備に係る部分が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、限定保安基準適合証を依頼者に交付しなければならない。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）に係る前項の規定による限定保安基準適合証の交付について準用する。
- 3 前条第一項ただし書及び第四項前段の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第四項前段中「当該自動車」とあるのは、「当該整備に係る部分」と読み替えるものとする。
- 4 有効な限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条、第六十二条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。
- 5 前条第九項及び第十項の規定は、限定保安基準適合証の提出について準用する。

(手数料の納付)

- 第二百二条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第四号又は第九号から第十一号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。
- 一 新規登録を申請する者
  - 二 変更登録、移転登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者
  - 三 第十五条の二第五項又は第十六条第八項の規定による一時抹消登録証明書の交付を受ける者
  - 四 輸出予定届出証明書の交付を申請する者
  - 五 地方運輸局長が行う臨時運行の許可を申請する者

- 六 回送運行許可証の交付を申請する者
- 七 登録事項等証明書等の交付を請求する者
- 八 自動車整備士の技能検定を申請する者
- 九 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者
- 十 自動車検査証返納証明書又は第七十二条の三の規定による証明書の交付を申請する者
- 十一 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者
- 十二 自動車又は特定装置の型式について指定を申請する者
- 十三 指定自動車整備事業の指定を申請する者
- 2 前項第一号から第四号まで、第七号又は第九号から第十三号までに掲げる者の同項の手数料の納付は、協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項第一号から第四号まで、第七号又は第九号から第十三号までの申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。
- 3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項各号の申請等をする者が、国土交通省令で定める期間内に手数料を納付しないときは、国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会）は、国土交通省令で定めるところにより、当該申請等を却下することができる。
- 4 第一項の手数料で協会に納められたものは、協会の収入とする。

○道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）〔抄〕

道路運送車両法（以下「法」という。）第百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
一〜九（略）	（略）

<p>十 新規検査を申請する者</p>	<p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車、一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 千五百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） 千二百円</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千五百円</p>
<p>十一 継続検査を申請する者</p>	<p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 千五百円</p>

	<p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） 千二百円</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千五百円</p>
<p>十二 構造等変更検査を申請する者</p>	<p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 小型自動車及び検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>二 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千五百円</p>
<p>十三 予備検査を申請する者</p>	<p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。） 千二百円</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千五百円</p>
<p>十四～十九 (略)</p>	<p>(略)</p>

○自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九号）〔抄〕

（道路運送車両法の一部改正）

第二条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二百二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項本文中「前項第一号」を「第一項第一号」に、「同項」を「前二項」に改め、「納付は、」の下に「検査法人及び」を加え、同項ただし書中「同項第八号」を「第一項第八号」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第十号に掲げる者のうち検査法人が行う基準適合性審査を受けようとする者は、同項の規定にかかわらず、実費を勘案して政令で定める額の自動車検査証の交付に係る手数料及び基準適合性審査に係る手数料をそれぞれ国及び検査法人に納めなければならない。

第二百二条に次の一項を加える。

6 第二項の手数料で検査法人に納められたものは、検査法人の収入とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条中道路運送車両法第二百二条の改正規定、附則第九条の規定並びに附則第十二条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百十三条第二項第一号ロ及び附則第五百五十八条第一号ロの改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。